11 騒音規制法に基づく騒音の規制基準等

(1) 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分					昼	間	朝	(6 ~ 8時)	夜	間
					(8 ~ 19時)		夕(19 ~22時)		(22 ~ 6時)	
区域の)区分	र्न								
第	1	種	区	域	45 f	シヘ゛ル	4	.0 デシベル	40 7	- ** シヘ * ル
第	2	種	区	域	55 f	シヘ゛ル	5	0 デシベル	45 7	- ** シヘ * ル
第	3	種	区	域	65 f	シヘ゛ル	6	0 デシベル	50 7	- ** シヘ * ル
第	4	種	区	域	70 デ	シヘ゛ル	6	5 デシベル	55 7	· **シヘ*ル

- (注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。
 - 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる 区域として知事が定めた区域をいいます。
 - (1) 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域です。

(2) 第2種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

(3) 第3種区域

住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住 民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域です。

(4) 第4種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域です。

3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とします。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準

			;	規	制	基	進
特定建設作業の種類	基準値	作業ができ ない時間		1日の作業時間			日曜・休日における
		1号 区域	2号 区域	1 号区域	2 号区域	ける作業期間	作業
くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜 機を使用する作業							
びょう打機を使用す る 作 業							
さく岩機を使用する作 業		午後 7時	午後 10時				
空気圧縮機を使用す る 作 業		1 HVJ	1044				
コンクリートプラン ト又はアスファルト プラントを設けて行 う 作 業	85 デシベル	}	}	10時間以内	14時間以内	連続して6日以内	禁 止
バックホウを使用す る 作 業		午前 7時	午前 6 時				
トラクターショベル を 使 用 す る 作 業							
ブルドーザーを使用する作業							
備考	作業場の敷地 境界における 値	原則と 上の 作業を てはた せん。	時間に ≥行っ よりま	原則とし において 間を超え を行って ません。	て上の時 とて作業	原則として上 の期間を超え て作業を行っ てはなりませ ん。	原則として 日曜・休日 に作業を行 ってはなり ません。

- (注)1 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲の概ね80m以内の地域です。
 - 2 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域です。